

## 雇用者に対する税制上の優遇措置



国際ビジネス活動（IBA：International Business Activity）プログラムに登録している企業の雇用者は、スペシャリストとして登録することができます。登録すると個人の所得にかかる州税が、初年度と2年度目は全額、3年度目は75%、4年度目は50%、5年度目は25%の還付が受けられます。

## エグゼクティブ・スペシャリスト

- 登録企業の幹部職員はエグゼクティブ・スペシャリストとしてのステータスを申請できる。
- 該当する国際ビジネス関連の職種に従事することを義務付ける契約書を交わしていること。
- 契約を交わす前はカナダの非居住者であったこと。
- 契約を交わした幹部職員、およびその親族は、登録企業と（アームズレングスルールに則して）対等の立場で公正な取引を行うこと。
- 報酬は年俸\$250,000以上であること。
- エグゼクティブ・スペシャリストには勤務先企業の国際ビジネスに費やす一定の時間割合の義務付けはない。
- プログラム参加企業の関連会社内で適用資格のあるエグゼクティブ・スペシャリストの数は2名までとする。
- 正式にカナダの居住者となる年の12月31日までに登録申請することが義務付けられている。
- 国際的な特許業務を扱う国際ビジネスに従事する登録企業は、スペシャリストをエグゼクティブ・スペシャリストとしてのみ登録できる。

## 国際ビジネス・スペシャリスト

### 国際金融活動スペシャリスト

- 国際金融業務に従事する企業の雇用者は、このステータスの申請資格がある。
- 登録企業と雇用契約書を交わす直前の時点でカナダの非居住者であったこと。
- 報酬は年俸\$100,000以上であること。
- 管理部門業務もしくはバックオフィス業務以外の国際金融活動業務を専門に行うこと。
- 雇用契約の条件として、業務に費やす時間の最低70%は勤務先企業の国際金融ビジネスの専門家として該当する国際金融業務に専念することが義務づけられている。

### 管理部門業務・バックオフィス業務スペシャリスト

- 管理部門業務ならびにバックオフィス業務に従事する登録企業の雇用者は、このステータスの申請資格がある。
- 登録企業と雇用契約書を交わす直前の時点でカナダの非居住者であったこと。
- 契約を交わした雇用者、およびその親族は、登録企業と（アームズレングスルールに則して）対等の立場で公正な取引を行うこと。
- プログラム参加企業の関連会社内で適用資格のあるスペシャリストの数は4名までとする。
- 報酬は年俸\$100,000以上であること。
- 該当する国際ビジネス関連の職種に従事することを義務付ける契約書を交わしていること。
- 管理部門業務ならびにバックオフィス業務スペシャリストには勤務先企業の国際ビジネスに費やす一定の時間割合の義務付けはない。
- 正式にカナダの居住者となる年の12月31日までに登録申請することが義務付けられている。

### 指定国際ビジネス・スペシャリスト

- 登録国際ビジネス（国際にテレビ放映権・映画の上映権の配給）に従事する企業の雇用者は、このステータスの申請資格がある。
- 登録企業と雇用契約書を交わす直前の時点でカナダの非居住者であったこと。
- 報酬は年俸\$100,000以上であること。
- 雇用契約の条件として、業務に費やす時間の最低70%は勤務先企業の国際金融ビジネスの専門家として該当する国際金融業務に専念することが義務づけられている。
- 国際的な特許業務を扱う国際ビジネスに従事する登録企業は、スペシャリストをエグゼクティブ・スペシャリストとしてのみ登録できる。

## 節税に関する分析 — エグゼクティブ・スペシャリスト

### 以下を仮定した場合

- 年収\$250,000で5年間
- 勤務先の会社はIBAプログラムに登録している
- 雇用者はエグゼクティブ・スペシャリストとして登録している
- 州税および連邦税の税率が5年間変わらないこと

### \$250,000\*の場合の推定節税額\*

	州税・連邦税 合計限界税率	源泉徴収された 州税の推定還付額
初年度	29.00%	\$30,000
2年度	29.00%	\$30,000
3年度	32.67%	\$22,000
4年度	36.35%	\$15,000
5年度	40.02%	\$7,000

\*計算では個人の個別の事情で適用できる各種控除を無視している

## 節税に関する分析 — 雇用者スペシャリスト

### 以下を仮定した場合

- 5年間年収\$100,000
- 勤務先の会社はIBAプログラムに登録している
- 雇用者は国際ビジネス・スペシャリストとして登録している
- 州税および連邦税の税率が5年間変わらないこと

### \$100,000\*の場合の推定節税額\*

	州税・連邦税 合計限界税率	源泉徴収された 州税の推定還付額
初年度	26.00%	\$8,000
2年度	26.00%	\$8,000
3年度	29.08%	\$6,000
4年度	32.15%	\$4,000
5年度	25.23%	\$2,000

## BC州個人所得税率

	最高個人所得税率
香港	15.0%
シンガポール	20.0%
<b>カナダ (IBAスペシャリスト)</b>	<b>29% - 40%</b>
インド	30.0%
メキシコ	30.0%
米国	35.0%
韓国	38.0%
カナダ (BC)	43.7%
フランス	45.0%
中国	45.0%
ドイツ	45.0%
日本	50.0%
英国	50.0%
オランダ	52.0%

- 年間所得が12万以下のBC州民の所得税額はカナダ全国で最も低い。
- プリティッシュ・コロンビア州推薦移民プログラムは、非常に優秀な外国人技能労働者ならびに起業家の移民申請手続きの迅速化を促進。
- 2006年以来21万8千人余りがBC州に移住。そのため州の人材プールや国際的な人脈ネットワークの強化、文化の多様性が進み、多言語に精通する人材が増えている。
- C州の人口は2006年から2011年の5年間に7%増加。その7%のうち66%以上が諸外国からの移住による増加となっている。
- バンクーバーは公共交通網が発達しており、バンクーバー国際空港 (YVR) はカナダ第2の規模を誇り、アジアへの国際的なゲートウェイとして活況を呈している。
- エコノミスト・インテリジェンス・ユニット (EIU) が世界の140都市を対象に毎年実施している世界で最も住みやすい都市ランキングで、バンクーバーは上位にランクされている。
- マーサー・ヒューマンリソース・コンサルティング社が実施した2011年生活の質に関する調査で、バンクーバーは北米で1位、世界で第5位にランク。

## BC州の該当する国際ビジネスに対する税の優遇措置

BC州の国際ビジネス活動 (IBA) プログラムを利用すると、登録企業は該当する国際ビジネスの純所得にかかる支払済みの州税を全額まで (特許活動については75%が限度) 還付を受けることができます。

**IBAプログラムに登録すると、該当する所得にかかる実効税率が15%になります。**

該当する活動には金融業務と非金融業務の双方が含まれ、取引の一方が非居住者であることが条件です。

- 非居住者を対象とした金融・財務アドバイスもしくは財務調査の実施
- 外国為替取引の実施 (居住者・非居住者を対象。外国為替取引を主業務としている金融機関と金融会社のみが該当する)
- 非居住者を対象とした融資または預金 (アームズレングスルールに則した取引のみ) の取り扱い
- 非証券会社による非居住者を対象とした短期投資の取り扱い

- 非居住者を対象とした外国為替または投資資金管理業務の実施
- 非居住者から買い取った償還請求権なしの債権のファクタリング (売掛債権買収) の実施
- 非居住者の金融ビジネスの金融活動に直接関連した管理部門業務の実施
- 非居住者の金融リスク管理の目的で本人として証券取引。カナダ非居住者の代理で行う証券取引業務
- 認可された特許の販売、譲渡、ライセンス供与。物品・サービスの販売 (この物品・サービスの収益は、当該企業保有の特許を取得するに至った発明に基づいていること)。これにより75%から最高800万ドルまで還付が受けられる。ライフサイエンス、特定の環境技術関連の特許 (排水、燃料電池、風力・太陽光・潮力発電) が対象となる
- 映画の上映権・テレビ放映権のカナダ国外での配給

注意： 優遇措置が適用される新たな事業分野には、デジタルメディア配信、クリーンテクノロジー、炭素クレジットおよび排出権取引、投資管理運用活動などがある (これらの新分野へのIBAプログラムの新たな適用は発表されているが、実施に移すための規則は未だ公表されていない。)

## 詳細のご案内

AdvantageBC International Business Centre • Vancouver (旧FC BC) はブリティッシュ・コロンビア州へ国際ビジネスの誘致推進を目的に1986年に設立され、国際ビジネス活動 (IBA) プログラムを通じて法制化された税制上の優遇措置の利用を積極的に奨励しています。AdvantageBCでは、税制優遇措置をはじめ、高学歴で多言語をあやつる人材、優れた通信インフラ、クリーンで優位性の高いエネルギー、高い生活水準など企業投資に最適な場所としてブリティッシュ・コロンビアがもつ数々のメリットを広くご案内しています。詳細はAdvantageBCのWebサイト[www.advantagebc.ca](http://www.advantagebc.ca)へアクセスしてください。

国際ビジネス活動 (IBA) プログラムは、ブリティッシュ・コロンビア州財務省が所管しています。登録には、一定の基準を満たすことが必要です。詳細は同省Webサイト ([www.sbr.gov.bc.ca/business/Income\\_Taxes/International\\_Business\\_Activity/iba.htm](http://www.sbr.gov.bc.ca/business/Income_Taxes/International_Business_Activity/iba.htm)) をご覧ください。

本内容は便宜上の手引きとしてのみ解説したもので、法律に代わるものではありません。企業各社が国際ビジネス活動法 (IBAA) に定められている優遇措置の利用を検討している場合、各社ごとに本措置を適用できるかどうか専門家にご相談ください。

2012年10月

## お問い合わせ先

Bruce Flexman, MBA, FCA  
President  
T: 604.683.6627  
F: 604.683.6646  
E: [bflexman@advantagebc.ca](mailto:bflexman@advantagebc.ca)

Jimmy Mitchell  
Vice President, Business Development  
T: 604.558.1007  
F: 604.683.6646  
E: [jmitchell@advantagebc.ca](mailto:jmitchell@advantagebc.ca)

[www.advantagebc.ca](http://www.advantagebc.ca)